

第10回農業・土地住宅WG（土地住宅分野）
国土交通省ヒアリングにおける質問事項③に対する回答

○ 地図情報の民間開放について

1. 測量法全体について

1) 現在の測量法は地図が紙ベースであることを前提に作られており、デジタル情報利用の地図データには適合していないため、様々な面で不都合が生じており、このような点や下記2)の点を総点検し、時代の流れに合致した測量法に全面的に改めるべきと考えるが見解を伺いたい。

1. 測量法（昭和24年法律第188号）は、測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること、測量の成果を広く利用させることによって測量の重複を除くことを目的に、測量の基準、測量の実施に必要な権能、測量によって得られた測量成果の公開及びその利用等について規定している。こうした法制定時からの理念は、デジタル時代を迎えた今日においてより重要性を増しているものとする。
2. 基本測量又は公共測量によって作製される「地図」については、情報通信機器やGIS構築の進展などにより、紙地図に加えデジタル化された地理情報（地図に表現される情報の集合体をいう。以下同じ）の整備・提供が強く求められており、国土地理院では、基本測量成果として、数値地図や空間基盤情報などの整備を進めるとともに、広く一般に公開してきているところである。このように、GISの普及等、デジタル時代に対応した地理情報の整備・提供の促進については、積極的に取り組んできているところであるが、今後も社会の変化を見据えて適切なものとなるよう法制面も含め、検討を進めてまいりたい。

2) 測量法第1条(目的)において、測量の重複を除く旨規定されているが、実際は、民間が測量する場合は、基本測量や公共測量が自由に利用できないために、結果として測量の重複がなされる実態が指摘されている。このような測量の重複によるムダを回避し、営利目的、非営利目的を問わず、全面的に地図情報を民間に開放し、自由に利用可能とする必要があると考えるが見解を伺いたい。

1. 基本測量成果は、いわば国民全体の共有の財産であり、できるだけ広く一般の利用に供すべきものであるが、一方でその利用の秩序を確保し、適切公平な利用が図られなければならない。こうした観点から、基本測量成果の複製及び使用に係る承認手続は、測量成果の利用促進が適正な秩序をもって進められることを担保する制度として設けられており、今後も必要と考えている。
2. 測量法第30条は、使用する測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確認するため承認手続を設けているものであり、当該測量に最も適した測量成果を使用させようということから規定されている。したがって、民間が測量する場合でも、国土地理院に申請することで基本測量成果を利用することができる。
実際に、民間で作製されている道路地図・観光案内・市街図などの多くの地図の作製や修正に、また携帯電話を用いた WebGIS・不動産会社の地価情報 GIS・電力会社の送電管理 GIS の構築に、更に法人・個人のホームページへの掲載など、多くのものに利用されているところである。
3. 地方公共団体等の測量計画機関が行う公共測量成果についても、同様に申請することで民間が測量する場合でも利用することができる。複製及び使用に係る承認手続は必要であると考えているが、その運用は各測量計画機関が行っているところであり、今後ともその実情を把握するとともに、適切な対応を行ってまいりたい。
4. なお、営利目的での利用に関し、そのままの複製を承認しない規定(測量法第29条後段)については、単なる複製品をもって利潤追求を行うものを排除するという趣旨である。同規定については、営利目的による基本測量成果の濫用防止の観点が必要と考えるが、今後のあり方については社会情勢の変化や技術革新等も踏まえ、検討してまいりたい。
5. また、基本測量成果である紙地図及び地理情報は著作権法に規定する著作物と解し、著作物としての保護は確保されるべきものと考えているところであり、現在の運用においても、測量法に基づき複製又は使用の承認をしたものは著作権法に基づく著作物の利用についても承認したものとしており、複製・使用承認は、著作権承認の趣旨からも必要と考えている。

2. 国土地理院の基本測量成果について

1) 国土地理院で提供している地図の概要（種類、データ／紙、ダウンロード可／不可等）及び対価について示されたい。

現在国土地理院が刊行している基本測量成果（紙地図及び数値地図）は下表のとおり。なお、数値地図をダウンロードにより刊行することについては現在のところ行っていないが、今後検討してまいりたい。

表) 測量法第 27 条第 2 項により国土地理院で刊行している地図の概要

地図の種類	縮尺等	刊行形態	価格(円)	データのダウンロード		備考
				可否	料金	
地形図	1:10,000	紙	450	—	—	全国 307 面
地形図	1:25,000	紙	270	—	—	全国 4,346 面
地形図	1:50,000	紙	290	—	—	全国 1,249 面
地勢図	1:200,000	紙	320	—	—	全国 130 面
地方図	1:500,000	紙	(650) 740	—	—	全国 8 面
日本	1:1,000,000	紙	800	—	—	全国 3 面
国際図	1:1,000,000	紙	(800) 890	—	—	全国 3 面
日本とその周辺	1:3,000,000	紙	890	—	—	全国 1 面
日本とその周辺	1:5,000,000	紙	800	—	—	全国 1 面
集成図	1:5 万～ 1:30 万	紙	490～1,080	—	—	
土地利用図、土地条件図、火山基本図、火山土地条件図、沿岸海域地形図、沿岸海域土地条件図、湖沼図	1:5 千～ 1:5 万	紙	270～1,200	—	—	
数値地図(空間データ基盤)	2500	CD-ROM	7,500	—	—	全国 16 枚
数値地図(空間データ基盤)	25000	CD-ROM	7,500	—	—	全国 53 枚
数値地図(総合)	500 万	CD-ROM	7,500	—	—	全国 1 枚
数値地図(地図画像)	25000	CD-ROM	7,500	—	—	全国 75 枚
数値地図(地図画像)	50000	CD-ROM	7,500	—	—	全国 30 枚
数値地図(地図画像)	200000	CD-ROM	7,500	—	—	全国 3 枚
数値地図(行政界・海岸線)	25000	CD-ROM	7,500	—	—	全国 1 枚
数値地図(地名・公共施設)	25000	CD-ROM	7,500	—	—	全国 1 枚
数値地図(標高)	5mメッシュ	CD-ROM	7,500	—	—	3 地域 3 枚
数値地図(標高)	50mメッシュ	CD-ROM	7,500	—	—	全国 3 枚
数値地図(標高)	250mメッシュ	CD-ROM	7,500	—	—	全国 1 枚
数値地図(火山標高)	10mメッシュ	CD-ROM	7,500	—	—	13 火山 1 枚
日本国勢地図		CD-ROM	7,500	—	—	

2) 現状を反映した、タイムリーできめ細かな地図情報の提供が望まれるが、国土地理院の地図情報の更新の頻度について示されたい。

国土地理院の地図情報については、予算の制約の範囲内で以下の周期で更新を実施する。

- ・ 数値地図 2500（空間データ基盤）… 現在 5 年であるが、毎年更新に移行予定
市町村合併については、今年度全国を更新
- ・ 1 万分 1 地形図 … 5 年
- ・ 2 万 5 千分 1 地形図 … 常時、収集した情報を基に地図情報を更新して電子国土 Web システム*上で閲覧に供しており、下記の時点で印刷した地図を刊行。
 - ① 鉄道や高速道路の供用開始など重大な地物の変化が生じた時点
 - ② 更新情報がある程度蓄積された時点
 - ③ 地図の在庫がなくなった時点

* 電子国土 Web システム：

インターネット上で国土地理院が提供する 2 万 5 千分 1 地形図等とこれ以外の地理情報を誰もが重ねて発信できるシステム。電子申請の添付地図としても利用可能。

- ・ 数値地図 25000（地図画像）… 3～5 年
- ・ 数値地図 25000（空間データ基盤）… 毎年更新を予定
- ・ 5 万分 1 地形図、数値地図 50000（地図画像）… 当該図郭範囲の 2 万 5 千分 1 地形図の更新が進んだ場合に、2 万 5 千分 1 地形図の情報を利用して更新
- ・ 20 万分 1 地勢図、数値地図 200000（地図画像）… 3～5 年
- ・ 小縮尺図（50 万分 1～500 万分 1）… 3～5 年

3) 複製承認（測量法 29 条）、使用承認（測量法 30 条）について

①複製承認、使用承認の概要と、そもそもそれを行う目的、審査の基準、さらには各々不承認となる場合の具体例とその理由、その件数（全体に対する割合）について示されたい。

1. 概要

測量法第 29 条に規定する「複製」とは、単純にコピーをすることのみだけではなく、元の測量成果に対してある程度の加工を加えたものも複製に含む。例示すれば、コピー、スキャン、写真製版等の測量ではない行為で元の測量成果と同様と見なされるものを作成する行為が「複製」である。

なお、「そのまま複製」とは、拡大縮小や情報の付加を全く行わず、まさにそのままであることは勿論のこと、複製行為によって生産される新たな成果が一見して複製しようとする測量成果と同一と判断される場合には「そのまま複製」とみなしている。

測量法第 30 条第 1 項に規定する「使用」とは、「測量成果を使用して測量を実施すること」を指し、測量成果を利用して新たに別種の地図等を作成する行為、すなわち、測量に該当する地図の調製が行われるものをいう。

なお、刊行物に引用するような使用の場合には測量法第 30 条第 3 項の規定を適用する。

2. 目的

基本測量の測量成果は、いわば国民全体の共有の財産であり、これを一般の利用に供するにあたっては、その利用の秩序を確保し、適切公平な利用を図らなければならないという観点から測量成果の複製について承認を得る（測量法第 29 条）こととしているものである。また、基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする場合には、測量の正確さを確保する観点および実施しようとする測量に関して適切な測量成果を使用しているか否かを確認するという観点から、測量成果の使用について承認を得る（測量法第 30 条）こととしているものである。

承認行為は、

- ① 社会全体の測量成果に関する信頼性の確保
 - ② 良好な基準点体系の構築と維持
 - ③ 社会的な影響が懸念される不適当な使用の防止
- 等のために行っているものである。

3. 審査基準

別紙 1 のとおり。

4. 不承認事例

複製（測量法第 29 条前段）又は使用（同法第 30 条）に関しては、営利目的、非営利目的を問わず承認しているところであり、不承認とした事例はない。

測量成果の複製に関しては、測量成果をそのまま複製し、そのまま複製したものをもって営利の目的で販売する場合の複製は認められない（測量法第 29 条後段）が、こうした複製の承認申請が行われた事例はない。

不承認となった事例がない理由としては、

- ① 申請段階において事前に利用者の意向を十分に聞き、問題点を解決した上で申請されるよう配慮していること。
 - ② GIS の構築に利用される場合には、数値地図（空間データ基盤）に情報を付加することにより測量法第 30 条に基づく使用にあたるものと解し、承認をしていること。
- 等が挙げられる。

②本件については、国土地理院の長の承認を得る必要があるが、当該審査については、簡略化、明確化し、民間の審査機関に包括委託すべきという考え方があるが、この点について貴省の見解を伺いたい。

複製及び使用に基づく承認に関しては、その手続き方法、審査基準等について国土地理院ホームページに掲載するなど広く公開してきている。また、平成16年4月からは、電子申請による手続きを導入し、手続きの簡素化を図ってきたところであり、今後も簡素化・効率化について引き続き検討していく所存である。

③さらには、地図を活用した民間のビジネス機会の拡大のために、営利目的・非営利目的を問わず、複製も含めて自由に利用可能とすべきという考え方もあり、複製・使用の事前申請／承認の手続きについては廃止する、もしくは簡単な手続きによる事後報告の義務づけのみに変えるべきであると考えているが貴省の見解を伺いたい。

1. 基本測量成果は、いわば国民全体の共有の財産であり、できるだけ広く一般の利用に供すべきものであるが、一方でその利用の秩序を確保し、適切公平な利用が図られなければならない。こうした観点から、基本測量成果の複製及び使用に係る承認手続は測量成果の利用促進が適正な秩序をもって進められることを担保するための制度として設けられている。
また、これらの手続きを事前申請により行っていることについては、利用者の意向を十分に聞くことにより適切な測量成果の選択・利用が行われること、不適当な利用が行われることを防止する等の一定の機能を果たしていることから、今後も引き続き必要であると考えており、簡素化及び手続きの迅速化について引き続き検討していく所存である。
2. 営利目的での利用に関し、そのままの複製を承認しない規定（測量法第 29 条後段）については、単なる複製品をもって利潤追求を行うものを排除するという趣旨である。同規定については、営利目的による基本測量成果の濫用防止の観点が必要と考えるが、今後のあり方については社会情勢の変化や技術革新等も踏まえ、検討してまいりたい。
3. また、基本測量成果である紙地図及び地理情報は著作権法に規定する著作物と解し、著作物としての保護は確保されるべきものと考えているところである。現在の運用においては、測量法に基づき複製又は使用の承認をしたものは著作権法に基づく著作物の利用についても承認したものとしており、複製・使用承認は、著作権承認の趣旨からも必要と考えている。
4. いずれにしても、地図及び地理情報について重複の排除や利用者が利用しやすい環境づくりは重要と認識しており、今後のあり方について、そういった観点も踏まえた上で検討を進めてまいりたい。

3. 地方公共団体等の公共測量成果について

- 1) 地方公共団体等で提供している都市計画図等の地図の概要（種類、データ／紙、ダウンロード可／不可等）及び対価について示されたい。

1. 地方公共団体は公共測量の計画機関として代表的な機関であり、都市計画図のほか、河川、道路、下水道等の施設管理用の地図を作成し、維持管理している。これらの地図は、作成する根拠となる法律が通常それぞれ事業毎に存在し、これに基づいて新規作成・更新がされている。

(例) 都市計画図…都市計画法（第 14 条）、同法施行規則（第 9 条第 2 項）

河川現況台帳の図面…河川法（第 12 条）、同法施行令（第 5 条第 2 項）

道路台帳の図面…道路法（第 28 条）、同法施行規則（第 4 条の 2 第 4 項）

（別紙 2 のとおり）

国土地理院が平成 14 年度に行った調査によると、回答に協力の得られた全国 849 市町村のうち、728 市町村（86%）が一般に対して公共測量成果を公開している。

2. 希望者への提供については、各計画機関独自の判断で行っているものであるが、都市計画図の場合、大半の計画機関が希望者に対して有償で提供していると思われる。提供形態は紙（印刷図）であれば、ほぼすべての機関が対応している。一方、数値データでの提供については一部で CD-ROM や MO で提供している例があるが、このような機関は全国的には少数と見られる。また、ホームページで都市計画図が閲覧できる機関は、横浜市や広島市等いくつかあるが、データそのものをホームページ経由でダウンロード可とする機関の存在は、現時点では承知していない。
3. 提供価格については各機関で独自に定めており、紙ベースでは 1 枚 10 円～1,000 円程度まで幅がある。また、電子媒体で提供する場合も、CD-ROM 1 枚当たり数千円から MO 1 枚当たり十数万円の例まである。

2) 地方自治体等の地図情報の更新の頻度について示されたい。

1. 公共測量では、原則として各々の測量計画機関がそれぞれの測量の目的に最も合致するよう計画して行うものであり、必ずしも定期的な更新を前提とするものではない。例えば、道路や河川等の工事の実施のための現地測量であれば工事の完了により目的は達成されるため、更新という概念はない。
2. 通常定期的に更新されるものについては、都市計画図を例とすれば、都市計画法第6条でおおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査を行うとされていることから、5年を目途として更新を行うことが原則となっている。実際には、当該市町村をいくつかのブロックに分け、およそ5年で回るような作業計画で実施していることが多いようである。また、総合計画やGISの基盤データ等として多目的に利用されている場合には、更新周期は短いようである。ただし、都市計画に関する使用目的の場合には、予算確保が困難等の理由により、7年ないし10年程度更新を行っていない計画機関もまま見受けられる。

3) 公共測量成果の複製承認（測量法 43 条）、使用承認（測量法 44 条）についても、前述の測量法 29 条、30 条と同様の承認手続きが必要となるのか、その実態について示されたい。

1. 地方公共団体等が公共測量成果として作成した地図を別の者が複製または使用する際には、測量法第 43 条または同 44 条の規定に基づき、当該計画機関の長の承認手続きが必要となる。

国土地理院が平成 14 年度に行った調査によると、回答に協力の得られた全国 868 市町村のうち、601 市町村（69%）が何らかの使用承認申請を受けている。承認件数については市町村によりバラツキがあり、年間を通じてほとんどないか若しくは数件程度の計画機関がある一方、大都市の自治体のように年間百数十件の申請を受ける例もある。

2. なお、公共測量成果の複製・使用承認手続きについて、国土地理院における基本測量成果と同様の判断基準をホームページ上で明示している地方公共団体としては、愛媛県、一宮市、境港市、岡山市などがある（平成 17 年 11 月 4 日現在）。

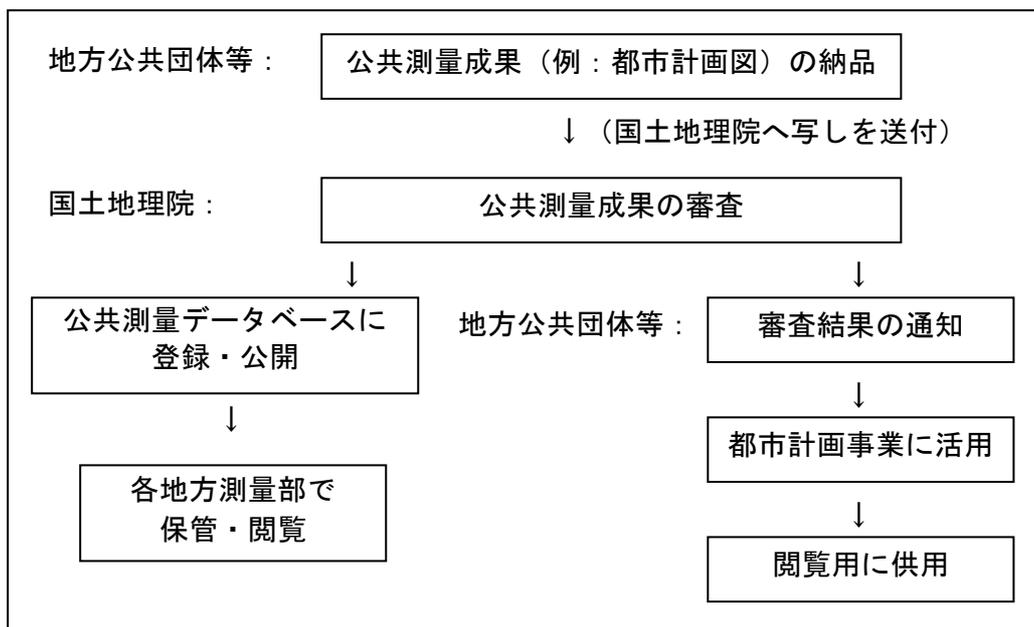
4) 公共測量を実施した際には、測量成果の写しを国土地理院の長へ送付することを義務づけ（測量法 40 条）、送付を受けた国土地理院の長は審査し（測量法 41 条）、保管及び閲覧に供すること（測量法 42 条）となっているが、送付から閲覧まで、実際にどのように運用されているのか示されたい。

1. 地方公共団体等の測量計画機関が公共測量成果を得たときは、その写しが国土地理院の長（実際には所管する各地方測量部・支所）に送付されるが、これは国土地理院が測量法第 41 条に基づく測量成果の審査を行うためである。ここで「審査」とは、当該測量成果が目的に応じた精度を有しているか否かの確認を行うことで、測量法の目的である公的資金を投じて行う測量の正確さの確保を図るために行うものである。審査は各地方測量部・支所において担当職員が行い、おおむね 2 週間程度で結果を測量計画機関に通知する。

その後、国土地理院では、公共測量データベースに当該成果の種類、実施期間、対象地域、目的、測量計画機関名等を登録し、これらのデータは国土地理院ホームページから検索・閲覧が可能となる。

国土地理院に送付された公共測量成果の写しは、所管の各地方測量部・支所において保管され、閲覧の希望があればその都度窓口において対応している。

2. 以上は標準的なケースであるが、これを図示すれば、以下のとおりである。



4. 平成 18 年度国土地理院重点施策にある「地理情報の利活用環境の整備」について

1) ○公的機関の測量成果の共有化と相互利用の推進

○電子国土 Web システムの機能強化と利用者の支援の推進
の施策の概要について示されたい。

1. 公的機関の測量成果の共有化と相互利用の推進

品質が高い地理情報を提供することを目的に、国土地理院を含む国の機関や地方公共団体等の公的機関が保有する測量成果の共有化、相互利用を推進する以下の施策を実施。

・ 公的機関の測量成果の共有化の推進

〔平成 18 年度新規要求項目。概要は別紙 3-1, 別紙 3-2 参照〕

・ リアルタイム修正の推進

〔リアルタイム修正を推進するために、修正情報の取得に関する地方公共団体との連携の強化、修正情報管理システムの改良等を実施する。〕

・ 基本測量成果のオンライン提供の強化

〔電子国土 Web システムでの閲覧に加え、基本測量成果をオンラインで提供するための制度上、技術上の検討を行う。〕

・ 公共測量成果のオンライン提供

〔地方公共団体等からの委託に基づき、インターネットを介し、公共測量成果を閲覧及び提供するための制度上、技術上の検討を行う。〕

2. 電子国土 Web システムの機能強化と利用者の支援の推進

電子国土の利用を促進するために、電子国土 Web システムの機能強化及び利用者の支援を推進する以下の施策を実施。

・ 携帯電話版電子国土 Web システムの構築

〔平成 18 年度新規要求項目。概要は、別紙 3-3, 別紙 3-4 参照〕

・ クリアリングハウスの充実

〔公的機関の保有する多種の地理情報について、インターネット上に分散・点在する情報の所在情報を一斉に検索するためのシステムである「地理情報クリアリングハウス」を運営し、内容の追加、更新を図る。〕

・ 電子国土 Web システムの利用説明会の実施

〔電子国土 Web システムの利用を促進するために、広報を強化すると共に、自治体担当者を対象としてサイトの構築を体験する講習会を全国で開催する。〕

・ サイト構築ツールの作成

〔電子国土 Web システムを利用したサイトの立ち上げを支援するために、国土地理院ホームページ上で公開しているプログラミングガイド、サンプルファイル及びデータ変換ツール等を、より使いやすいものに改良する。〕

2)「国の機関や地方公共団体等の公的機関が保有する測量成果の共有化、相互利用を図る」とあるが、基本測量成果のみならず公共測量成果についても、広く一般（企業／個人）に対して、国土地理院が一括して提供（無料または安価での販売）するといった測量成果のインターネット上でのワンストップサービスが可能になると、国民の利便性が向上すると考える。前述のとおり測量法 40 条、41 条、42 条において、公共測量成果についても、既に、国土地理院で管理しており、現状でも、国土地理院が一括して提供することは可能であると考え、貴省の見解を伺いたい。

測量法第 43 条及び第 44 条の規定による複製または使用に関しては、著作権法上の処理も含めて様々な課題があり、今後これらの点も含め検討していく必要があると考えるが、「測量成果をインターネット上でワンストップサービスとして提供できるようになると利便性が向上する」とのご指摘については、同様の認識である。なお、国土地理院では、平成 18 年度の重点施策のひとつとして、こうしたサービスの実現に向けた予算要求を現在行っているところである。

3) 基本測量の成果や各々が実施する公共測量の成果において、地図情報の更新が不定期であったり、更新の頻度に大きな差があるような場合、複数の測量成果を同時に利用しようとする者にとって、情報の不整合など様々な不都合が発生することが考えられる。このため、地図情報の更新の頻度等については、一定のルールに基づく調整が必要であるとともに、情報内容、データのフォーマットともに最新のものへの更新が効率的に進む使い勝手の良い、ワンストップサービスとすべきであると考えているが、貴省の見解を伺いたい。

1. 基本測量については、2. 2) においてお答えしたとおり、タイムリーできめ細かな地図情報を提供するため、縮尺の違いや地物（地図に示すべき地形、道路、建物等の対象物）の変化の度合いなどに応じて更新を行っている。
2. 一方、公共測量については、原則として各々の測量計画機関がそれぞれの測量の目的に最も合致するよう仕様、更新頻度を定めている。例えば、都市計画図については、都市計画法を根拠におおむね5年ごとに更新されているが、道路や河川等の工事の実施のための現地測量であれば工事の完了により目的は達成されるため、更新という概念はない。また、公共測量成果のデータフォーマットについては、国土交通省で示している測量成果電子納品要領（案）等で基本的な形態は定めているが、例えば特定のGISアプリケーションを指定するようなことは民間の競争を排除する方向であって好ましくない。
3. ご指摘のように使い勝手のよいワンストップサービスを目指すことは重要な課題のひとつであると認識しているが、公共測量は行政がその必要に応じ、異なる事業目的により行っているものであり、その更新頻度やデータフォーマット等のあり方については、それぞれの性格を踏まえ対応していく必要があると考えている。

4) 公共測量については、測量法 32 条や 35 条によって、基本測量や他の公共測量との重複が排除されているが、国の機関や地方公共団体等の公的機関が実施する測量に限らず、民間が実施する測量においても測量の重複を排除することが効率的で精度の高い測量を行う上で重要であると考える。測量法 47 条において「国若しくは公共団体の許可若しくは認可を受けて行う工事又は国若しくは公共団体の補助を受けて行う事業のためにするものは、国土交通大臣において公共測量として指定することができる」とあるが、現在、どの程度、民間の測量に対し、当該規定により、基本測量成果や公共測量成果が提供されているのか示されたい。さらには、このような一部の補助事業等に限らず、地図は公共財であることから、民間へと全面開放すべく、関係規定を改正した上で、ワンストップサービスを運用すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

1. 民間が行う測量の実施に際しては、測量法上ほとんど制約や規制は存在せず、自由に行うことができる。公共測量については税金を投じて行うものであるため、測量の重複の排除が法の目的のひとつとなっているが、民間が行う測量については自由な経済活動を保証する意味で特段の制約は掛けておらず、今日でもその精神は変わらないものと考えている。
2. 測量法第 47 条は、民間の測量であっても公共団体の許認可や補助を受けて行う事業のために行うものなど、公共性が高く正確さも一定確保された成果については、公共測量として指定し、公共測量の重複を排除しようとするものである。同条により公共測量に準ずる測量と指定された場合は、公共測量に通常求められる測量法上の各種要件（例：国土交通大臣の承認を得た作業規程を定めること、成果の写しを国土地理院の長に提出し、審査を受けること等）を必要としている。
3. 民間の行う測量に対し、基本測量や公共測量の成果を提供することは、測量法第 47 条の問題ではなく、同法第 30 条（基本測量）及び第 44 条（公共測量）の手続きに依るところである。例えば、基本測量成果については、平成 16 年度実績で約 1,400 件の使用承認を行っている。この手続きを踏めば成果の使用が誰にでも認められていると同時に、これにより民間が行う測量の実施自体に何ら制約を受けることはない。したがって、ご指摘のようなワンストップサービスを実現する上で、同法第 47 条が問題となることはないと考えている。
4. なお、平成 12 年度～16 年度の 5 年間で測量法第 47 条に基づき公共測量として指定された測量は、土地区画整理事業、宅地開発などのための 13 件である。
5. いずれにしても、利用者が利用しやすい環境づくりは重要と認識しており、社会情勢の変化や技術革新等も踏まえ、地理情報等の提供に係る今後のあり方について検討を進めてまいりたい。

国地達第 7 号

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領を次のように定める。

平成 11 年 3 月 29 日

建設省国土地理院長 野々村邦夫

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、測量法(以下「法」という。)第 29 条の規定に基づく承認の基準及びその取扱いについて定める。

(承認)

第 2 条 法第 29 条の規定に基づく承認の申請があった場合においては、速やかにその内容を審査し、同条後段に規定する場合を除き、承認するものとする。

(そのまま複製とみなすもの)

第 3 条 法第 29 条の規定に基づく承認の申請に係る行為(以下「複製行為」という。)が、当該申請において複製しようとする基本測量成果(以下「原成果」という。)に対し、少量の情報の付加若しくは削除、又は微少な表現方法の変更等に止まるものであって、複製行為によって生産される新たな成果(以下「新成果」という。)が、一見して原成果と同一と判断される場合は、同条後段に規定するところのそのまま複製する行為とみなすものとする。

なお、媒体の種類を問わず、簡便な処理により、新成果から原成果と同様なものが再生できる場合も、同様とする。

(測量法第 30 条との関係)

第 4 条 複製行為が、原成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新成果が原成果とは別種の成果と判断される場合は、これを測量を実施する行為とみなし、法第 30 条の規定に基づいて処理すべきものとし、法第 29 条の規定を適用しないものとする。

(もっぱら営利の目的とみなすもの)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、法第29条後段に規定するところのもっぱら営利の目的で販売するものとみなすものとする。

- 一 他の目的を合わせ有するとしても、経済的利潤の追求を最も有力な目的としている場合
- 二 複製したものを無償又は実費で頒布するとしても、その対価として有形、無形の経済的価値のあるものを取得する場合

(著作権法との関係)

第6条 この要領の取扱いに当たっては、著作権法第2章第3節第5款(著作権の制限)の規定を尊重するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成11年3月29日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく地図の複製承認取扱要領(昭和53年国地達第1号)は、廃止する。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈

国地総務発第 115 号

平成 11 年 3 月 29 日

第 2 条関係

地方測量部及び支所における承認は、平成 6 年 3 月 28 日付け国地総務発第 142 号「地方測量部等における測量法関係事項等の処理について」により、処理するものとする。

第 3 条関係

- 1 「少量の情報の付加若しくは削除」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - 一 原成果に表現されている情報に対し、地かく、地ぼう又は地物の現況修正（注記の加除修正を含む）をする場合
 - 二 原成果に表現されている情報に対し、別の主題（目的）情報が少量しか付加若しくは削除されていない場合
- 2 「微少な表現方法の変更等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 数値以外の情報の場合
 - 一 原成果の全部又は一部の縮尺を 50% から 200% の範囲で縮小又は拡大する場合
 - 二 原成果の全部又は一部の色調を変更する場合
 - 三 原成果の全部又は一部の区域を接合若しくは分割する場合
 - (2) 数値の情報の場合
 - 一 原成果の全部又は一部の情報の形式又は配列を変更する場合
 - 二 原成果の全部又は一部の情報の色調を変更して表現する場合
 - 三 原成果の全部又は一部の情報を接合若しくは分割する場合

第 5 条関係

- 1 一号でいう「経済的利潤の追求」とは、成果物を複製者自らが直接に、又は第三者を通じて間接に販売し、対価（実費を超えるものを含む）を得る場合をいう。
- 2 二号でいう「有形、無形の経済的価値のあるもの」には、営利を目的とした広報行為を含むものとする。

その他

この要領による承認の取扱いを行うにあたり、地方測量部及び支所において、疑義が生じた場合は、総務部総務課に照会するものとし、総務部総務課が当該申請については本院において取り扱うことが適当であると判断した場合においては、当該承認申請書及び関係書類を本院に回付するものとする。

附 則

- 1 この運用及び解釈は、平成11年3月29日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく地図の複製承認取扱要領の運用及び解釈について（昭和53年3月29日付け国地総務発第248号）は、廃止する。

申請フロー

国土地理院発行の各種地図、数値地図、空中写真、米軍撮影空中写真、陸地測量部発行の測量成果(明治23年以降のもの)

数値地図(空間データ基盤)、数値地図25000(地名・公共施設)につきましては、別ページも御参照ください。

目的は何ですか？

私的な利用である
個人的な資料として利用し、配布等はない
10名程度のサークル(特定少数)で利用する
学校の授業中または試験問題として利用する
社内会議での一時的な資料として利用する
学術論文に挿入して利用する

YES

出典の明記をしてお使いください
(例)「国土地理院発行の2万5千分の1地形図(土浦)」「国土地理院発行の数値地図2500(空間データ基盤)(埼玉-1)」「国土地理院撮影の空中写真」「陸地測量部発行の2万分の1迅速測図」等

NO

成果品は何ですか？

書籍やパンフレットに、ごく少量の地図を挿入する
(「ごく少量」(挿入図扱い)の基準は別ページ参照)

YES

地図の下や奥付などに出典の明記をしてお使いください。書籍等が完成しましたら、参考のために総務課審査係あてに1部送付してください。

NO

どのような加工をしますか？

承認済の成果品を承認後3年のうちに、そのまま転載する
当初の承認目的に添った利用目的(ハザードマップをそのままの内容でホームページに転載する等)

YES

地図の下や奥付などに承認番号等を転載してお使いください(詳しくはQ&Aを御参照ください)。書籍等が完成しましたら、参考のために総務課審査係あてに1部送付してください。

NO

「そのまま複製」する
色調のみを変更する
ごく簡単な内容を加除修正する
2図葉以上を単に接合する
元からあるレイヤーを選択してそのまま利用

YES

営利性がある
(営利性に関しては別ページ参照)

YES

承認できません

NO

複製したものを基図として十分な独自データを付加して利用。
数値地図(地図画像)をGISの背景図にする

YES

29条申請が必要です

NO

元の測量成果をスクライブやトレースし、基図を調製しなおして元の測量成果とは別種の地図を作成する
数値地図(標高)データから立体的な地図を作製する

YES

30条申請が必要です

NO

イラスト地図を作成する
絵画的で精度が全くない
手書きトレースで作成

YES

申請の必要なし
(自由に利用できます)

(別紙)

**国土地理院の測量成果は、営利目的でそのまま複製する場合は、測量法第29条の規定により承認
ができません。**

(十分に加工を施して複製又は使用する場合は、承認することができます。
詳しくは申請フロー等を御参照ください。
また、刊行物等に少量の地図を補助的に掲載する場合等は、出典の明記で利用することができます。)

営利性の有無につきましては、下記を御参照ください。

・「営利性あり」と考えられるものの例

定価販売する商品
宣伝広告して販売する商品
業務セールスに利用するツール
直接・間接的に会社のPRに利用するツール

・「営利性なし」と考えられるものの例

行政サービスとして無償もしくは実費で配布するもの
非営利組織等が無償もしくは実費で配布するもの
社内の内部資料として利用するもの
社内の業務用システム
個人の自費出版物

申請フロー 2

数値地図2500 (空間データ基盤) 数値地図25000 (空間データ基盤)を利用する場合

数値地図 (空間データ基盤)は、GIS普及促進の基盤ために作られた測量成果です。このデータを背景図等に利用してGISを構築する場合、複製承認 (29条)ではなく使用承認 (30条)の対象になります。

地理情報システム (GIS :Geographic Information System)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

成果品は何ですか？

単に出力または数値地図(空間データ基盤)に十分な独自データを付加して紙媒体の印刷物をつくる
ホームページ等に掲示するための画像ファイルをつくる

YES

29条申請が必要です

NO

数値地図 (空間データ基盤)を背景図として、その上に独自のレイヤーを重ね合わせて表示するGISを構築する
(WebGIS,スタンドアローン,イントラネット用GIS等)

YES

30条申請が必要です

数値地図25000 (地名・公共施設)を利用する場合

どのように加工しますか？

数値地図 (地名・公共施設)に含まれるデータ項目のうち一部のデータ項目を削除するか、独自のデータ項目を追加してデータベース等を作成する

YES

29条申請が必要です

NO

数値地図 (地名・公共施設)に含まれるデータと、他の基盤となる地図を合わせて利用する

YES

30条申請が必要です

<参考> 地方公共団体における公共測量に関連する法令

●都市計画法 第六条

都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。この場合において、都道府県は、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

●都市計画法 第十四条

都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。

●都市計画法施行規則 第九条第二項

法第十四条第一項の計画図は、縮尺二千五百分の一以上の平面図（中略）とするものとする。

●河川法 第十二条

河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

●河川法施行令 第五条第二項

河川現況台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上（中略）の平面図（中略）に、次に掲げる事項について記載をして調製するものとする。（後略）

●道路法 第二十八条

道路管理者は、その管理する道路の台帳（中略）を調製し、これを保管しなければならない。

●道路法施行規則 第四条の二第四項

図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（中略）に記載して調製するものとする。（後略）

電子国土推進経費

公共測量成果の共有化の推進

1. 現状

国及び地方公共団体等が保有する地図データは、GISの基盤データとしての利活用が期待されているが、作成及び維持管理に多額の費用が必要であるため、整備・更新が十分に進んでいない。また、測量法においては、測量の結果を利用することにより、測量の重複（投資）を排除し、測量の正確さを確保することとなっている。

2. 課題

- ・ 測量の重複（投資）を排除し、測量の正確さを確保するためには、公共測量成果の共有化（様々な地方公共団体、機関で整備された地図データを共有して利用すること）が極めて有効であるが、現時点では共有化が図られていない。
- ・ 地方公共団体の予算が逼迫する中、特に、新鮮なデジタル地図を廉価に利用したい、との要望がある。
- ・ また、大縮尺地図の整備、WEB-GISによる地図データの公開、データの効率的整備の支援に係る要望がある。

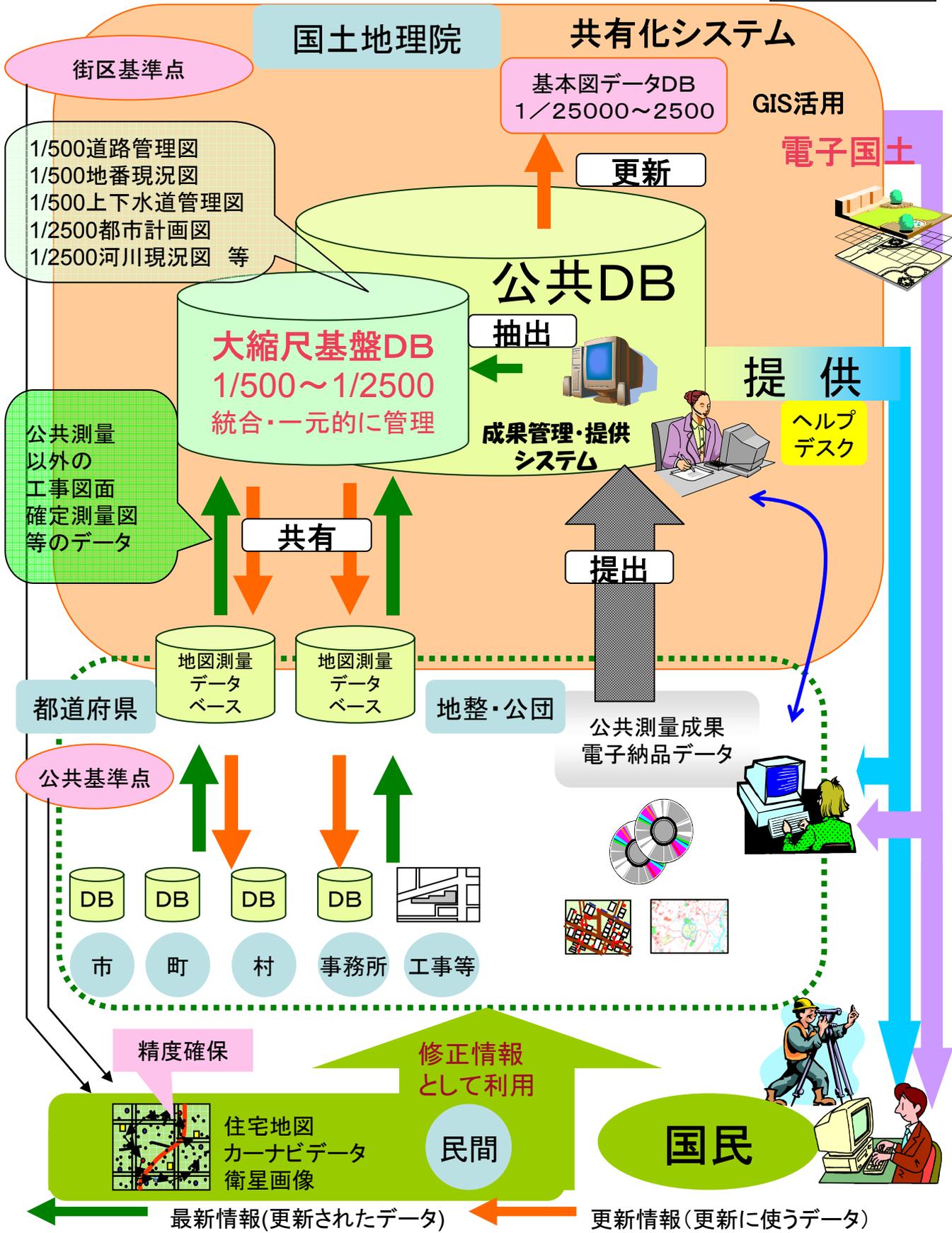
3. 施策の必要性（課題の解決策）

- ・ 測量の重複（投資）を排除し、測量の正確さを確保するためには、基盤的データとして利活用が期待されている「測量成果管理・提供システム」に登録された公共測量成果と国や地方公共団体等が個別に保有している地図データの共有化を図ることが必要である。これにより、様々な地方公共団体、機関で整備された地図データを共有して利用することが可能となり、重複（投資）の排除等が可能となる。（システム構築は平成18～20年度の3箇年）
- ・ 地図データの効率的な整備・更新・公開について、地方公共団体自ら対応できない課題へ対応するため、説明会等の普及活動や公共測量ヘルプデスク等を創設する。

4. 施策の効果

- ・ 地図データの整備にかかせない大縮尺データ（GISの基盤データ）の効率的かつ安価な整備・更新を可能とする。
- ・ 公共測量の効率的な実施が図られるとともに測量の重複投資が排除される。
- ・ 公共測量の実施機関が保有する地図データ等の更新情報を容易に収集し、国が行う電子国土基幹情報を迅速に更新することが可能となる。
- ・ 常に最新の情報が参照できることから、システム共有者からの更新情報の提供が大幅に増大する
- ・ 地図データの整備・更新が進むことにより、住民が必要とする地理情報を部門や行政の枠を超えて一元的に管理・提供することができる。（ワンストップサービス）また、地図データを廉価に利用することが可能になることによってGISの導入が促進され、「窓口業務の効率化」や「きめの細かい情報提供」などの業務の効率化・高度化及び住民サービスの向上が図れる。

公共測量成果の共有化支援の推進



電子国土推進経費

ユビキタス電子国土システム（携帯電話版）の構築（新規要求）

1. 施策の必要性及び効果

インターネットを利用可能な携帯電話の契約台数は、2005年3月末時点で約87百万台に達している（社団法人電気通信事業者協会による）。これは国民の1.47人に1人の割合という非常に高い普及率であり、「いつでも、どこでも、だれでも」地理情報を利用するための仕組みを構築する上で、携帯電話は極めて有効な情報端末である。

現在、国土地理院においては電子国土Webシステムを開発し、パーソナルコンピュータにおいて日本全国の電子国土基幹情報を利用できる環境（電子国土）を構築しているところであるが、現行のシステムには、①電子国土Webシステムは携帯電話上では動作させることができない、②携帯電話で地図を利用するためには背景地図をグラフィックデータに変換し、基準となる位置を示す情報を持つデータを配信する必要がある等、いくつかの問題点が存在する。

これらの問題を解決するため、平成16・17年度に携帯電話での電子国土の利用を可能にすることを目的とした官民共同研究を実施している。この研究成果により、ベクトルグラフィックデータの事実上の標準規格であるSVG形式のデータを用いて電子国土を構築することができるようになり、携帯電話で電子国土の利用を可能とする仕組みが完成する。

よって本件は、「いつでも、どこでも、だれでも」地理情報を利用できる「ユビキタス電子国土システム（携帯電話版）」の実現のため、携帯電話版のシステムを構築するとともに、必要となる基盤情報の整備を行うものである。

携帯電話を利用することにより、パソコンの前に座らなくても、「いつでも、どこでも、だれでも」電子国土が利用できるようになり、地理情報利用のための国民共通のインフラとして整備されることとなる。

また、国土交通省「自律移動支援プロジェクト」において、すべての人が持てる力を発揮し、支え合って構築する「ユニバーサル社会」の実現に向けた取り組みの一環として、社会参画や就労などにあたって必要となる「移動経路」、「交通手段」、「目的地」などの情報について、「いつでも、どこでも、だれでも」アクセスできる環境をつくっていくための検討を実施しているところであるが、本システムは本プロジェクトの遂行に必須となる基盤的地理情報の提供を実現するものでもある。

平成18年度は、現在の電子国土に使用しているデータを携帯電話用のSVG形式のデータにフォーマット変換するソフトウェアの開発と情報発信システムの構築を行う。さらに、携帯電話向け基盤情報の作成を大都市域を中心とした地域で先行的に行う。

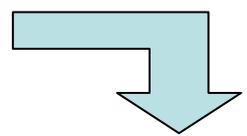
2. 全体計画

平成18～19年度（60,000千円）

区 分	全体計画 18年～19年	平成18年度	平成19年度
フォーマット変換ソフトウェア開発及び 情報発信システムの構築		一式	
携帯電話向け基盤情報の作成		大都市域	全国
所要額：千円	60,000	20,000	40,000

ユビキタス電子国土システム(携帯電話版)の構築(新規要求)

携帯電話の契約台数
 = 約87百万台(2005年3月末時点)
 (国民の1.47人に1人の割合~非常に高い普及率)



携帯電話は、電子国土を利用する上で、極めて有効な情報端末！

平成16・17年度官民共同研究
 解決すべき問題点として、
 ①電子国土Webシステムは携帯電話上
 では動作できない。
 ②背景地図をグラフィックデータに変換
 せねばならない。

↓

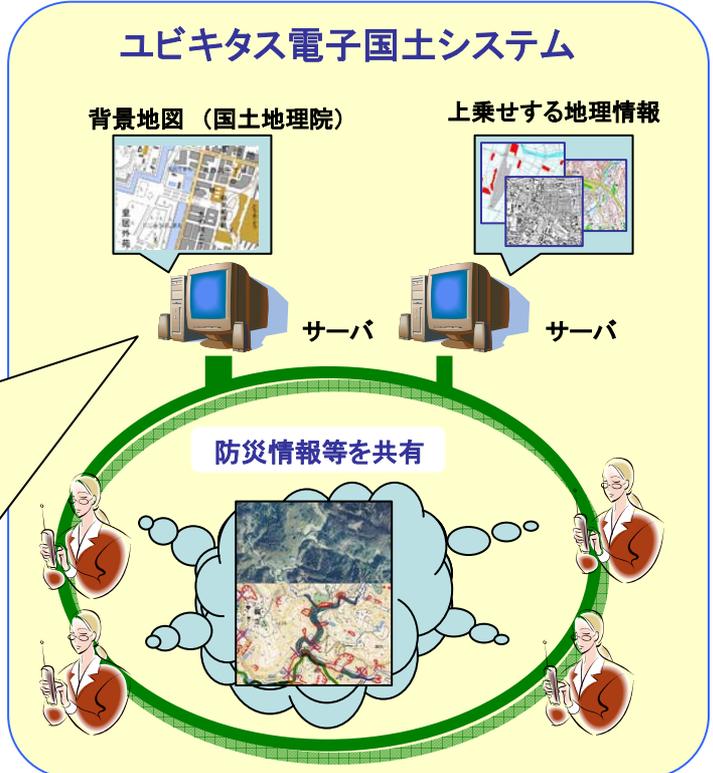
配信する情報の仕様を決定

平成18年度
 ・SVG1.1形式変換プログラム開発

地理情報標準(JSGI)第二版準拠形式
 ↓
 SVG1.1形式

・情報発信システムの構築
 ・データ整備(大都市域)

平成19年度
 ・データ整備(全国)



電子国土の“いつでも、どこでも、だれでも(=ユビキタス)”な利用

測量法抜粋

測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）

（目的）

第一条 この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

（測量成果の複製）

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、国土地理院の長の承認を得なければならない。国土地理院の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もつぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

（測量成果の使用）

第三十条 基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、国土地理院の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確認するために、あらかじめその承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により基本測量の測量成果を使用して測量を実施した者は、その実施に係る測量の測量成果に使用した基本測量の測量成果を明示しなければならない。
- 3 基本測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない

（測量成果の複製）

第四十三条 公共測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、当該測量計画機関の長の承認を得なければならない。測量計画機関の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もつぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

（測量成果の使用）

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確認するために当該測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。
- 3 公共測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

（第五条の測量に準ずる測量）

第四十七条 基本測量及び公共測量以外の測量で、国若しくは公共団体の許可若しくは認可を受けて行う工事又は国若しくは公共団体の補助を受けて行う事業のためにするものは、国土交通大臣において公共測量として指定することができる。この場合においては、当該測量については、公共測量に関する規定を準用する。